

松阪市放課後児童クラブについて

放課後児童クラブとは…

児童福祉法に基づき、保護者が労働等(疾病・介護等も含む)により昼間家庭での保育ができない小
学校に就学している児童を対象として、放課後や長期休暇の間に安全・安心に過ごせるよう、家庭に
代わる遊び及び生活の場を提供する場所です。

設置基準は…

- ・職員は児童の数にかかわらず 2 名以上の配置(うち 1 名は支援員)
- ・原則年間 250 日以上の開所
- ・学校授業日は 1 日 **3 時間以上**、学校休業日は 1 日 **8 時間以上**の開所
- ・専用区画の面積は、児童 1 名につきおおむね **1.65 m²以上(約 1 畳分)**

松阪市の放課後児童クラブは…

市内 35 校区に **42クラブ**設置されており、登録児童数は **1,436人**です。(R7.4.1時点)
市が設立し、運営を保護者会や社会福祉法人等に委託している**公設民営**の形をとっています。

⇒保護者会による運営:24 クラブ 法人等による運営:18 クラブ

入所できるのは、原則児童が就学している小学校区のクラブです。(一部例外あり)

◎利用料

3,000 円～12,500 円

※別途おやつ代や教材費等が必要な場合があります。

※長期休暇中は別途料金が発生する場合があります。

※ひとり親家庭や兄弟姉妹で利用がある家庭に利用料を減免しているクラ
ブもあります。

◎開所時間（一例）

《学校授業日》 放課後～18:30

《学校休業日》 8:00～18:30

※上記時間はクラブによって異なります。

※土曜日等の開所を実施していないクラブもあります。

◎その他

年度途中からの利用や長期休暇のみの利用などの可否は、
クラブによって対応が異なりますので各クラブにお問い合わせください。